

政令第 号

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期
日を定める政令（案）

内閣は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四
年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に
掲げる規定の施行期日は、平成二十年一月四日とする。

